

# ほけんだより



平成28年4月8日  
清里小学校 保健室

## ～キッズページ～

入学・進級おめでとうございます。新しい学年がスタートしました。

かわいい新1年生たちをむかえて、2年生以上のおみなさんは、ちょっぴり「おとな」の気分なのではないでしょうか。4月になって、暖かい日もあれば、急に寒くなる日もあります。早寝・早起き・朝ごはんを忘れず、元気に過ごしましょうね。

### 保健室をきもちよく利用するための みんなのルール

先生にことわって  
から来ましょう  
(緊急の場合を除く)



保健室に来た理由を言葉で伝えてください



休養している人がいるときは静かにしてください



室内の器具を使うときは声をかけてください



読んだ本は、もとの場所に戻してから教室へ



すり傷は、水道の水で洗ってから来ましょう



## ～保健室からご家庭へ～

お子さんの入学・進級おめでとうございます。全校児童148名で新学期がスタートしました。新しい学年、新しい先生……。子どもたちは、きっとドキドキ・わくわくした気分で登校していることでしょう。保健室では主に「心と体の健康」から学校生活をサポートしていきます。ご質問やご不明な点がありましたら、いつでもお気軽にお声掛けください。

さて、今年度も保健だよりをお願いします。保健だよりの「キッズページ」は児童を対象に、「保健室からご家庭へ」のページは保護者の皆様を対象に、保健室から見たお子さんの様子や保健行事、健康情報を発信していきます。よろしくをお願いします。



月 日	検 診	対象学年	注意・準備するもの
4/13 (水)	身体測定 聴力・視力検査	4年～6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 体操着の半そで、短パンを用意する。</li> <li>* かみの毛は測定に影響のないところに縛る。</li> <li>* 耳そうじをしてくる。</li> <li>* 眼鏡を使っている人はもってくる。</li> </ul>
4/14 (木)	身体測定 聴力・視力検査	1年～3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 体操着の半そで、短パンを用意する。</li> <li>* かみの毛は測定に影響のないところに縛る。</li> <li>* 耳そうじをしてくる。</li> <li>* 眼鏡を使っている人はもってくる。</li> </ul>
4/20 (水)	内科・結核検診	全校児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 体をきれいにしてくる。</li> <li>* 上半身シャツ1枚になる。</li> </ul>
5/13 (金)	尿検査	全校児童	容器配布：12日 (木) 採尿・提出：13日 (金)
5/18 (水)	眼科検診	全校児童	* 色の見え方で気になることがありましたら、眼科検診までに学級担任へお伝えください。
5/19 (木)	心臓検診	1年	* 「心臓検診保健調査票」を4/14 (木)までにご提出ください。
5/19 (木)	血液検査	5年	* 対象は希望者のみ
5/26 (木)	歯科検診	全校児童	* 欠席した人は秋の歯科検診で診てもらいます。
5/27 (金)	尿検査 (二次)	対象者のみ	容器配布：26日 (木) 採尿・提出：27日 (金)
5/31 (火)	耳鼻科検診	奇数学年は全員 偶数学年は対象者のみ	* 耳そうじをしてくる。

## 平成28年度からの健康診断について

法の改正に伴い、平成28年度から新たな項目や基準によって実施することになりました。

### 健康診断改正の概要

(1)「保健調査」は上越市の小学校で統一した保健調査票を使用します。

○「保健調査票」は健康診断の際の資料にします。

- ・保健調査票の情報を整理し、健康診断で学校医に情報提供します。
- ・けが等で学校から緊急に医療機関を受診する際に医療機関へ情報提供します。

○「保健調査票」にある緊急連絡先をお子さんがけがや体調不良の場合、保護者の方に連絡する際などに利用します。

(2)「座高」の検査がなくなりました。

(3)「寄生虫卵（ぎょう虫卵）」の検査がなくなりました。

(4)「四肢の状態」が必須項目として加わりました。

○加わった理由

- ・運動のやり過ぎや成長期の障害、運動をしないことからくる問題等に対応するため。

○検査の流れ

- ・保健調査票で把握します。
- ・学校の日頃の健康観察からの情報で把握します。
- ・保健調査・健康観察からの情報を整理し、健康診断で学校医に情報提供します。
- ・学校医の視触診等で、学業を行うのに支障があるような疾病・異常が疑われる場合には、医療機関で検査を受けるよう勧め、専門医の判定を受けます。

(5)「色覚」検査は必須項目ではありませんが、保健調査票の中に色覚に関する項目が追加されました。

おうちの方へ

新しい保健調査票への記入をありがとうございました。

願いの文書では「古い保健調査票は、新しいものが提出され次第、シュレッダーで処分させていただきます。」と記載しましたが、児童の今までの健康情報把握のため、今後も学校で卒業まで保管させていただきます。訂正して、お詫び申し上げます。



## 学校の管理下でけがをして医療機関を受診した場合

学校の管理下でけが等をして医療機関にかかり、医療の点数が500点以上の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、医療機関窓口支払い額（3割）に総医療費の1割が加算されて支給されます。

**学校管理下でけがをして、医療機関等を受診した場合は、必ず学級担任または養護教諭へお知らせください。必要書類をお渡しいたします。**

ただし、日本スポーツ振興センター給付支払い請求には時効があり、けが等が発生した日から、**2年間**です。また、「子ども医療費助成制度」の請求はけがをした月の末日から**6か月以内**です。それ以降は、手続きができなくなりますので、早めにお申し出をお願いいたします。

### 学校の管理下でけがをして医療機関を受診した場合の窓口負担額について

上越市では「子ども医療費助成制度」や「ひとり親家庭等医療費助成制度」等で、医療機関の窓口での支払いは、子どもは1回530円となっています。しかし、平成24年4月より、学校でけが等をした場合に限り、上越市で実施している各種医療費助成制度は使えなくなり、**医療機関窓口では、原則、総医療費の3割、薬局でも3割をお支払いいただくこと**になっています。

#### 欠席・遅刻・早退をする場合

『欠席・遅刻・早退等連絡カード』を兄弟や登校班の児童に持たせるか、または電話で学校へお知らせください。

本日、2～6年生に1枚配布しました。

連絡カードが不足した場合は、学級担任へお知らせください。また、当校のホームページからもダウンロードできます。



#### 出席停止の場合

インフルエンザや感染性胃腸炎など学校感染症に指定されているものに罹患した場合は、欠席ではなく、出席停止扱いとなります。

その場合は「登校許可書」が必要です。「登校許可書」は、当校のホームページからダウンロードできます。また、学校へ取りに来ていただいたり、兄弟へ渡したりすることもできます。

感染予防のために、特別な場合でない限り、近所のお子さんから届けてもらうことは控えています。

ご協力よろしく申し上げます。



# 保健室でできること

## 【ぐあいが悪くなったとき】

保健室で休養しても、回復の見込みがない場合は、保護者の方に連絡をします。その際は、お迎えをお願いします。

## 【けがをしたとき】

一般医療の対象とならないような軽微なけがの応急手当をします。受診が必要な場合は、保護者の方と連絡を取り合いながら決めます。

## 【教室では】

教室にも体温計や絆創膏などのミニ救急セットがあります。担任が教室で学習を継続できると判断した場合、保健室に行く前に教室で様子を観察する場合があります。

## 【排泄・嘔吐などで衣服を着替えるとき】

- ・自分の体操着に着替えます。体操着がないときは保健室の衣類を使います。
- ・下着は保健室のものを使います。
- ・衣類や下着の返却については次のようお願いします。
  - ① 清里小または保健室と記名された衣類・下着は、洗濯して戻してください。
  - ② 1週間以内に、ビニール等の袋に入れて返却してください。
- ・汚れた衣類は、二次感染を防ぐために学校で洗うことは控えています。ビニール袋に入れて持ち帰らせますので、ご承知おきください。

## くすりの服薬について

「学校で薬を飲ませること」についてです。教職員が児童に医療用医薬品を使用する行為は医行為にあたるので、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条」により、行うことはできません。

**よって、家から持ってきた薬は、自分で管理・服薬できるようにご家庭でお子さんにご確認いただきたいと思ひます。とくに低学年のお子さんは、粉薬が難しい場合もあると思ひますが、オブラードに包んだり、ご家庭でこぼさない飲み方を一緒に練習したりするなどして、できるだけ自己管理できるようご協力をお願いいたします。**

ただし、特別な事情がある場合は、事前の保護者の具体的な依頼に基づき、医師から処方された薬を預かり、使用することができます。その場合は事前に事情をご説明いただき、「薬に関する依頼書」と「薬の説明書」を提出していただきますので、学級担任または養護教諭にご相談ください。ただし、学校で薬を預かったとしても、教職員は児童に対して必要時に薬を渡し、飲んだかどうかの確認しかできず、「薬を口に入れる」行為は本人が行うこととなります。

なお、薬は医師が処方し調剤したものに限ります。個人の判断で、薬局等で購入された薬をお預かりすることはできませんので了承ください。